

●市原市消費生活センターからのお知らせ

暮らしの中で起こっている相談事例等をもとに、その注意点や対処方法を「くらしの情報」として広報いちはらで紹介しています。不審な勧誘や電話を受けた場合など少しでも心配なことがある時は、消費生活センターなどの相談窓口へご相談ください。

【新聞購読の契約を玄関先で署名する前に】

今も新聞の勧誘が自宅にやってきませんか？「来年から1年間の契約であれば」と玄関口で署名することも、立派な契約行為です。特に、一定の期間を定めた契約は、消費者の自己都合による途中契約が認められません。



この訪問販売による勧誘で契約を結んでしまい、その契約を解除したい場合は、クーリング・オフ制度※を適用することができます。クーリング・オフの通知を送ることで、契約の解除をすることが可能です。

また、契約を結ぶ場合、いつでも解約できるように期間を定めない契約にするのも対応の一つでしょう。

複数年の契約を結ぶ場合は十分に注意して、慎重に検討することが大切です。今の新聞社との契約を他社に切り替える考えがないのであれば、その場ではっきりと断りましょう。

【電話勧誘で、断ったのに商品が送ってきた】



事業者からの突然の電話により、「新型コロナウィルス感染症の影響で売上げが減って困っている」とカニなどの海産物購入の勧誘を受け、「断り切れずに承諾してしまったがやめたい」、「断ったのに、一方的に『送ります』と言われ、電話を切られてしまった。連絡先も分からず困っている」という相談がよくあります。

電話勧誘販売にもクーリング・オフ制度※があり、契約してしまった場合でも、それを適用することができます。

また、覚えのない電話番号には出ないなどの自己対策も必要です。

【クーリング・オフ制度について】

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりすることができる制度です。

今回の訪問販売や電話勧誘販売の場合は、契約してしまった場合でも、法律で決められた項目が記載された書面を受け取った日から8日以内の消印で、書面により通知することで契約を解除することができます。

取引の内容により、クーリング・オフの期間が変わります。また、通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。クーリング・オフができる契約や、その手続きなどについては、消費生活センターにご相談ください。

【今年の4月から成人は18歳に】

今年の4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げされました。

3月まで、法律上未成年者であった18歳、19歳の方が親権者の同意なく結んだ契約は、未成年者契約として契約を取り消すことができましたが、今年4月1日からは18歳、19歳の方は未成年者契約での取消しができなくなりました。

若年者は契約の知識や経験が少なく、消費者トラブルに遭いやすくなるため、注意が必要です。

しかし、成人であっても契約によっては取消しや解除ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり困ったりしたときは、自己判断で諦めず、早めに消費生活センターに相談しましょう。

一人で悩まず、消費生活相談窓口へ

市原市消費生活センター相談専用電話 0436-21-0999

受付時間：（月～金）9:00～12:00、13:00～15:30 ※祝日・年末年始除く
または、

【消費者ホットライン（☎：188）の受付時間及び接続先】※年末年始除く

- ・月～金 9:00～12:00、13:00～15:30 市原市消費生活センター
- ・土 9:00～16:00 千葉県消費者センター
- ・日、祝 10:00～16:00 国民生活センター